

## 草津市と草津商工会議所の連携・協力に関する協定書

草津市（以下「甲」という。）と草津商工会議所（以下「乙」という。）は、次のとおり相互の連携・協力に関する協定を締結する。

### （目的）

第 1 条 本協定は、甲および乙が教育分野で緊密な協力関係を築くことにより、社会的・職業的自立に必要な意欲・態度や能力を育成するキャリア教育の推進を図るとともに企業活動の活性化に寄与することを目的とする。

### （連携・協力事項）

第 2 条 甲および乙は、次に掲げる分野について連携・協力するものとする。

- （１）児童生徒のキャリア形成に資すること
- （２）教育に係る調査研究に関すること
- （３）その他教育の充実に資すること

### （協定期間）

第 3 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和 5 年 3 月 3 1 日までとする。ただし、有効期間満了の 1 か月前までに、甲または乙のいずれから改廃の申し入れがないときは、更に 1 年間更新するものとし、その後も同様とする。

### （情報保護）

第 4 条 甲および乙は、本協定に基づく連携・協力に当たり、知り得た情報について、事前に相手方の同意を得た情報以外の情報を第三者に対して開示し、または漏洩してはならない。

### （その他）

第 5 条 本協定に定めるもののほか、甲と乙との連携・協力に関し必要な事項については、甲乙協議のうえ別に定めるものとする。

上記の協定の成立を証するため、本協定書を 2 通作成し、甲乙それぞれ記名・押印のうえ、各自 1 通を保有するものとする。

令和 4 年 1 1 月 2 6 日

（甲）滋賀県草津市草津三丁目 1 3 番 3 0 号

（乙）滋賀県草津市大路二丁目 1 番 3 5 号

草津市

草津商工会議所

草津市長

会頭